

## 1. 背景・目的

- ・社会福祉施設は、国が定める公定価格に基づき経営されており、今般の物価高騰の影響や職員の賃金の引き上げを価格に転嫁することが困難。
- ・令和8年度介護報酬改定の時期を待たず、人材流出を防ぐための緊急的対応として、賃上げ・職場環境改善の支援を行うほか、介護事業所・施設が物価上昇の影響がある中でも必要な介護サービスを円滑に継続するための支援を、12月補正において行う。

## 2. 事業内容

### 介護分野の職員の賃上げ・職場環境改善支援事業

#### (1) 福祉・介護職員処遇改善等支援交付金

##### <事業の概要>

介護従事者に対して月1万円の賃上げ支援を実施するとともに、生産性向上や協働化、職場環境改善に取り組む事業者の支援を行う。

##### <対象事業者及び交付額>

- 介護サービス事業所等のうち処遇改善加算を取得し、取り組みを推進する(又は見込み)事業者
- ※処遇改善加算の対象外サービス(訪問看護・訪問リハ・ケアマネ等)は、処遇改善加算に準ずる要件を満たす(又は見込み)事業者

##### 【交付額】

介護従事者1人当たり **1万円×6ヶ月分**の賃上げに相当する額  
 ※その他、以下の上乗せあり  
 生産性向上等に取り組む事業者：**0.5万円/1人当たり**  
 介護職員の職場環境改善支援：**0.4万円/1人当たり**

##### <対象期間>

令和7年12月～令和8年5月の賃上げ相当額を支給



### 介護事業所・施設のサービス継続支援事業

#### (2) 介護事業所等サービス継続支援事業

##### <事業の概要>

物価上昇の影響がある中でも、介護事業所・施設が、必要な介護サービスを円滑に継続できるよう、将来的に必要となる設備・備品の購入費用等に対する補助を行う。

##### <補助対象経費及び補助上限額等>

介護サービスを円滑に継続するための対応	大規模災害等への備え
移動経費、熱中症対策設備・備品、空調・断熱設備・備品など	飲料水・食料品等の備蓄物資、ポータブル電源、衛生・医療用品、簡易浄水器、簡易トイレなど

- 施設系：**定員1人あたり6千円**
- 訪問介護、通所介護：**1事業所あたり20万円～50万円**  
(訪問回数・利用者数で区分)
- その他事業所：**1事業所あたり20万円**

#### (3) 介護施設等サービス継続支援事業

##### <事業の概要>

物価上昇の影響がある中でも、介護保険施設が入所者の栄養・状況に配慮した食事提供を継続できるよう、食料品の購入費等に対する補助を行う。

##### <補助対象経費及び補助上限額等>

- 補助対象経費：食材料費
- 補助上限額：**介護保険施設等の定員1人あたり1.8万円**

